

固定資産評価通知書 交付廃止のお知らせ

このたび、津地方法務局と本市との間におきまして、地方税法第 382 条及び同法第 422 条の 3 の規定に基づく通知を電子化し、書面による当該通知を廃止することについて合意に至りました。これに伴い、市内不動産（土地及び建物）に係る所有権移転登記等の申請の際に、登録免許税額算定のため無料交付している「固定資産評価通知書」の交付を廃止いたします。また、これに併せて、固定資産課税台帳に登録された価格のない物件の固定資産評価通知書（仮評価通知書）、評価額ゼロ円の評価通知書の交付を廃止いたします。

廃止年月日

令和 6 年 10 月 1 日

固定資産評価通知書に代わり、登録免許税の課税標準額の確認に活用可能な帳票等

- 固定資産税・都市計画税 課税資産明細書（納税通知書と同時送付）
- 土地・家屋名寄帳兼課税台帳（縦覧期間外は有料）
- 固定資産 評価証明書（有料） ※仮評価証明書を含む

その他の変更点

今後は、次の証明書を含め、すべての市税証明書の代理申請において、書面による所有者または相続人からの同意確認（委任状）が必要となります。

- 奥書証明による固定資産課税台帳登載証明書等
- 固定資産課税台帳に価格が登録されていない物件の固定資産評価証明書

～代理申請に当たっては次の点にご留意ください～

- ✓ 委任者が個人の場合は、委任状に委任者の署名、または、記名押印が必要です。
- ✓ 委任者が法人の場合は、委任状に代表者印、または、法人印の押印が必要です。
- ✓ 補助者等の使用者が申請する場合は、申請書に職印、または、法人印の押印が必要です。

お問い合わせ

四日市市役所 市民税課 税務政策係 電話 059-354-8131